

川崎市都市ブランド推進事業選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人や民間の事業者、団体などが行う、川崎市の都市イメージを向上し、又は市民の川崎への愛着や誇り（以下「シビックプライド」という。）を醸成する事業を募集し、「川崎市都市ブランド推進事業」（以下「都市ブランド推進事業」という。）として選定し、支援することにより、川崎市の都市ブランドの推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 都市ブランド推進事業は、川崎市の都市イメージの向上やシビックプライドの醸成により、川崎市の都市ブランドを推進することを目的とし、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 川崎市が定めるテーマに即した事業
- (2) 地域の魅力づくりや地域ならではの魅力の発掘につながる事業
- (3) 魅力の情報発信につながる事業
- (4) イベントなど集客や情報発信、地域の活性化につながる事業
- (5) その他川崎市の都市ブランドの推進につながる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 都市ブランド推進事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）が既に事業を実施しているもの（新たな展開を伴う既存事業を除く。）
- (3) 事業実施の効果を測定できないもの

(4) 事業終了後、速やかに事業実施報告及び収支決算報告ができないもの

(5) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

(6) 施設等の建設や整備を目的とするもの

(7) 公序良俗に反するもの

(応募者の要件)

第3条 都市ブランド推進事業に応募できる者は、前条に規定する事業を実施できる個人、事業者、特定非営利活動法人又はその他団体で、次の要件を備える者とする。

(1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする者ではないこと。

(2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者でないこと。

(3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。

(5) 公序良俗に反する者ではないこと。

(応募申請)

第4条 応募者は、川崎市都市ブランド推進事業申請書（第1号様式）

に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(審査)

第5条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に規定する川崎市都市ブランド推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

2 審査委員会は、別に定める審査基準に基づいて事業の評価を行うものとする。

(事業の選定等)

第6条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、相当と認めるものを都市ブランド推進事業として選定する。この場合において、市長は必要があると認めたときは、事業の実施につき、条件を付すことができる。

2 市長は、都市ブランド推進事業の実施の可否を決定したときは、その結果（条件を付した場合は、条件を含む。）を速やかに川崎市都市ブランド推進事業審査結果通知書（第2号様式）により、応募者に通知する。

(選定の制限等)

第7条 都市ブランド推進事業としての選定は、同一事業につき3回までとする。ただし、年度ごとに改めて応募しなければならない。

2 前項の同一事業とは、第2条に定めた事業のうち、目的、実施方法等の基本的内容が同一で継続性のある事業をいう。

(支援)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により都市ブランド推進事業として選定された事業（以下「選定事業」という。）については、次

に掲げる支援を行うことができる。

(1) 選定事業に関わる経費の一部への助成金の交付

(2) 市の広報媒体への情報掲載など、選定事業の普及及び広報

2 前項第1号に規定する助成金の交付額については、選定事業の実施に要する経費の2分の1とする。ただし、交付額は1事業につき50万円を限度とし、当該年度の予算の範囲内とする。

3 前項に規定する助成金の対象となる経費は、選定事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 外部から招へいする講師、専門家、出演者等への報償又は謝礼

(2) 事業に参加する出演者及び専門家等並びに選定事業を実施する者
(以下「事業実施者」という。)の構成員等の交通費

(3) 事業の実施にかかわる文具や用紙等消耗品(1件税込2万円以内)の購入費用、チラシ、ポスター及び資料等の印刷製本費用等

(4) 会議開催通知や資料の送付に必要な切手購入費用、イベント開催にかかる保険料、広告料、放送料等

(5) 事業の実施にかかる会場使用料、車両の借上料、機材の使用料や借上料

(6) 会場の設営、翻訳、デザイン等、専門的知識及び技術等を要する業務を外部に委託する費用、事業の実施にかかわるスタッフ(事業実施者構成員を除く。)の賃金等

4 事業実施者は、選定事業に関し川崎市の他の補助制度(市の補助金を原資とする市以外の団体の補助制度を含む。)と重複して助成金の交付を受けることはできない。

(留意事項)

第9条 事業実施者は、選定事業の実施に当たり、都市ブランド推進

事業である旨の当該事業の広報物への掲載及び実施場所等における掲出並びに川崎市が設定するブランドメッセージの活用に努めることとする。

(変更又は中止)

第10条 事業実施者は、選定事業の内容を変更し、又は選定事業を中止しようとするときは、あらかじめ川崎市都市ブランド推進事業変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を得るものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

(実施状況の確認等)

第11条 市長は、選定事業の適正な執行を期するため、必要があるときは、事業実施者に対して選定事業の実施状況について報告を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する報告の結果、事業実施者に対し、指導、助言等を行い、又は事業の是正を求めるものとする。

(実施報告)

第12条 事業実施者は、選定事業が終了したとき(選定事業を中止したときを含む。)は、速やかに川崎市都市ブランド推進事業実施報告書(第4号様式。以下「実施報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第13条 市長は、前条の実施報告書の提出を受けたときは、審査委員会に諮るものとする。

2 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、その内容が適正であると認めたときは、助成金の交付額を確定し、事業実施者に川崎市都

市ブランド推進事業助成金確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（書類の整理及び保存）

第14条 事業実施者は、助成金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を選定事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（川崎市イメージアップ事業認定制度要綱の廃止）

2 川崎市イメージアップ事業認定制度要綱（17 川市広第 505 号）は、廃止する。